

小城市保育料基準表

【保育認定（2号・3号認定）】

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	保育料（円/月額）		給食費		
		3歳児未満		3歳児以上		
		標準時間	短時間	主食費	副食費	
A	生活保護・里親世帯	0	0	有料	無料	
B	市町村民税非課税世帯 (母子・父子世帯等)	0 (0)	0 (0)			1子：有料 2子：有料 3子：無料
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (母子・父子世帯等)	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)			
D1-A	48,600円以上 57,700円未満 (母子・父子世帯等)	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)			
D1-B	57,700円以上 72,800円未満 (母子・父子世帯等)	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)			
D2-A	72,800円以上 77,101円未満 (母子・父子世帯等)	30,000 (9,000)	29,600 (9,000)			
D2-B	77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,600			
D3	97,000円以上 133,000円未満	40,000	39,400			
D4	133,000円以上 169,000円未満	44,500	43,800			
D5	169,000円以上 301,000円未満	51,000	50,200			
D6	301,000円以上 397,000円未満	62,000	61,000			
D7	397,000円以上	73,000	71,800			

※保育認定の保育料は保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の2つの区分に分かれます。

※年齢区分は当年度4月1日での年齢となります。

※主食費・副食費は各園で料金が異なります。詳細は園にお問い合わせください。

【教育認定（1号認定）】

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	給食費	
		主食費	副食費
A	生活保護・里親世帯	有料	無料
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む) (母子・父子世帯等)		
C	市町村民税所得割課税額 77,101円未満 (母子・父子世帯等)		
D1	77,101円以上 211,201円未満		有料
D2	211,201円以上		

※主食費・副食費は各園で料金が異なります。詳細は園にお問い合わせください。

【保育認定】

①小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料。

【P12（図2）参照】

②市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は①に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料。

【P12（図1）参照】

③ひとり親世帯・障害者手帳等を有する世帯は、市町村民税所得割額77,101円未満（C階層からD2-A）の場合は、

①に関わらず、最年長の子どもから順に1人目は各階層の下段の額、2人目以降無料。【P12（図1）参照】

④4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定。